

PPI 製剤取り扱い内規

はじめに——病名と効能

【効能A】 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、吻合部潰瘍、Zollinger-Ellison 症候群

＝通常、成人は PPI 製剤（オメプラゾール等以下同じ）として 1 日 1 回 20 mg を経口服用する。なお、通常、胃潰瘍、吻合部潰瘍では 8 週間まで、十二指腸潰瘍では 6 週間までの服用とする。

【効能B】 逆流性食道炎

＝通常、成人はオメプラゾールとして 1 日 1 回 20 mg を経口服用する。なお、通常、8 週間までの服用とする。さらに再発、再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法においては、1 日 1 回 10～20 mg を経口服用する。

【効能C】 非びらん性胃食道逆流症（錠 10 mg のみ）

＝通常、成人はオメプラゾールとして 1 日 1 回 10 mg を経口服用する。なお、通常、4 週間まで服用する。

【効能D】 胃潰瘍または十二指腸潰瘍におけるヘリコバクター・ピロリの除菌の補助

＝通常、成人はオメプラゾールとして 1 回 20 mg、アモキシシリンとして 1 回 750 mg（力価）及びクラリスロマイシンとして 1 回 200 mg（力価）の 3 剤を同時に 1 日 2 回、7 日間経口服用する。なお、クラリスロマイシンは、必要に応じて適宜増量することができる。ただし、1 回 400 mg（力価）1 日 2 回を上限とする。

＝プロトンポンプインヒビター、アモキシシリン及びクラリスロマイシンの 3 剤服用によるヘリコバクター・ピロリの除菌治療が不成功の場合は、これに代わる治療として、通常、成人はオメプラゾールとして 1 回 20 mg、アモキシシリンとして 1 回 750 mg（力価）及びメトロニダゾールとして 1 回 250 mg の 3 剤を同時に 1 日 2 回、7 日間経口服用する。

対象病名と診療開始日の取り扱い

1. 胃潰瘍、十二指腸潰瘍及びこれらに伴うヘリコバクター・ピロリ除菌（10 mg、20 mg に係わらず）

診療開始（投与開始日）日から胃潰瘍は 8 週間、十二指腸潰瘍は 6 週間、ヘリコバクター・ピロリ除菌は 7 日間。いずれも投与開始日から休薬期間があっても前述の期間内とする。これらの病名開始日が古い場合や、該当薬の投与がない場合は「中止」の転帰を行う。

2. 逆流性食道炎

単なる逆流性食道炎でも 8 週間が上限。これを超える投与が必要になれば、逆流性食道炎を「中止」し、難治性逆流性食道炎または逆流性食道炎（再発・再燃を繰り返す）を付けて診療開始日をリセットする。

3. 長期漫然の投与と見なされる場合の対応

2. であっても投与期間が 1 年以上継続する場合や病名開始日が古い場合は、一旦休薬して、少なくとも 1～2 カ月経過後、必要に応じて再投与する。また、再発や難治性の病名があっても 20 mg ではなく 10 mg とする。

4. その他

慢性胃炎の病名があり、2. の場合、慢性胃炎の投与がなければ中止、もしくは慢性胃炎の急性増悪で診療開始日をリセットする。